

計画作成年度	令和7年度
計画主体	砂川市（代表） 奈井江町

砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会 鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	砂川市役所経済部農政課農政係
所在地	北海道砂川市西7条北2丁目1番1号
電話番号	0125-54-2121(内線2211)
FAX番号	0125-74-8798
メールアドレス	noseikr@city.sunagawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ、アライグマ、ヒグマ
計 画 期 間	令和7年度～令和9年度
対 象 地 域	砂川市、奈井江町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エ ゾ シ カ	水稻	3.2ha 3,488千円
	野菜	0.3ha 327千円
	りんご	0.5ha 1,640千円
	そば	2.1ha 323千円
	デントコーン	0.4ha 230千円
	牧草	2.0ha 348千円
アライグマ	水稻	0.2ha 164千円
	野菜	0.1ha 104千円
ヒ グ マ	被害なし	

(2) 被害の傾向

エゾシカは山間部と平坦地帯との境目に多く出没しているほか、石狩川河川敷側の農地での出没も増加しており、水稻においては、分けつ時、稲の葉を食べられるほか田への侵入による倒伏被害が増加傾向であり、また、果樹における樹皮及び新芽の食害による被害が増加している。また、生息状況についても、個体数は減少していないものと思われる。雪解け時期から降雪時期まで長期にわたって出没している。

アライグマは平成17年ごろから急激に増加し、現在では街の至る所で目撃され農作物の被害が確認されている。特に被害が多いのは7月上旬から9月下旬までの約3カ月間で、露地栽培のとうもろこしや水稻の食害などの被害が多くなっている。

ヒグマによる農業被害は、R3年度までは確認されていなかったが、R4・5年度に砂川市においてデントコーンの被害が発生した。また、近年出没地域が住宅密集地などへも拡大していることから、農業被害の拡大のほか人的被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和9年度)
エゾシカ	面積	8.5 h a	5.1 h a
	金額	6,356千円	3,813千円
アライグマ	面積	0.3 h a	0.2 h a
	金額	268千円	160千円
ヒグマ	面積	—	—
	金額	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取り組み	有害鳥獣対策として猟友会の協力を得て、銃器・くくりわな・箱わな等による駆除を行っている。 エゾシカ：銃器・くくりわな アライグマ：箱わな ヒグマ：銃器・箱わな	エゾシカは、被害を受けている農家から出没情報があつて出動しても、既にシカが移動している場合が殆んどであり、出没する時間も銃器が使用できない日の出前や日没後が多い。また、高速道路の西側は、銃猟による駆除が不可であり、今まで対策不要であつた石狩川河川敷から農地への侵入が増えており、対策に苦慮している。 アライグマは、防除実施計画により農業者等を捕獲従事者と位置づけて自己所有地での箱わなによる捕獲を実施しており、砂川・奈井江でR5年度は238頭、R6年度は136頭捕獲しており、被害額は減少傾向にある。しかしながら、現在、農地以外の駆除が実施出来ない。 ヒグマについては、R4年度にデントコーンの被害が発生し、R5年度に電気柵を設置したほか、農業被害が発生した際などには箱わなによる捕獲を実施している。

防 関 護 す 柵 る の 取 設 り 置 組 等 に み	電気柵の設置については、鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、砂川市ではH21～H26年度に97,780m、R5年度4,380m、奈井江町ではH23～H26年度に15,284mの整備を行った。	電気柵が設置されていない周辺に新たな被害が続出している。また、設置方法等の不備により防護効果があがっていない現状もある。そのため、適正な設置方法を指導する必要があると思われる。
生 そ 息 の 環 他 境 の 管 取 理 組	緩衝帯の設置 放任農作物の除去、生ごみ等の適正管理	山間に面した農地面積が広い為、鳥獣の侵入 経路の特定が困難である。 住民の被害防止に関する意識向上に今後努める。

(5) 今後の取組方針

- ① 農林業関係機関、猟友会、農業団体、警察署等と連携を密にし、被害防止に向けて効果的な対策を協議する。
- ② 捕獲体制の整備を図る。
- ③ 駆除対象の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
- ④ 猟友会に活動支援し、一斉捕獲等個体数調整に取り組む。
- ⑤ 生息環境管理のために、農地等の周辺に緩衝帯の設置を行う。
- ⑥ 忌避装置や監視カメラを設置し、有害鳥獣の侵入経路を特定し被害防止に努める。
- ⑦ ドローンを使いヒグマの位置を確認し、避難行動、追い払い、捕獲等を適切に行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

① エゾシカ・ヒグマ

鳥獣被害対策実施隊・猟友会・わな免許者による捕獲を行うとともに、緊急捕獲活動にも取り組む。

また、狩猟免許予備講習料の助成を行い、狩猟免許者の増加を図るとともに、農業者等（補助者）も含めた有害鳥獣対策に取り組む。

② アライグマ

捕獲従事者（農業者等）が捕獲し、被害を最小限に食い止める。

(2) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度	エ ゾ シ カ	現在所有しているくくりわなで捕獲
	ア ラ イ グ マ	現在所有している箱わなで捕獲
	ヒ グ マ	現在所有している箱わなで捕獲
令和8年度	エ ゾ シ カ	現在所有しているくくりわなで捕獲
	ア ラ イ グ マ	現在所有している箱わなで捕獲
	ヒ グ マ	現在所有している箱わなで捕獲
令和9年度	エ ゾ シ カ	現在所有しているくくりわなで捕獲
	ア ラ イ グ マ	現在所有している箱わなで捕獲
	ヒ グ マ	現在所有している箱わなで捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカの捕獲実績は、砂川市・奈井江町でR4年度が166頭、R5年度が156頭、R6年度が146頭となっている。目撃・被害情報や猟友会などの意見を総合すると、個体数は増加傾向にあると推測できる。 北海道が作成する「エゾシカ捕獲推進プラン」によると、R7年度の空知管内の捕獲目標数（許可捕獲数）が11,100頭のうちメスが7,100頭（64%）と示されているが、例年の捕獲実績を考慮し捕獲計画数を令和7年度以降を概ね250頭とする。 アライグマの捕獲実績は、R4年度が163頭、R5年度が238頭、R6年度が136頭の捕獲となることから、捕獲計画数を概ね250頭とする。 ヒグマについては、砂川市ではR5年度に5頭、R6年度2頭を捕獲、奈井江町ではR6年度に3頭が捕獲されている。目撃情報も多数あるが頭数設定は行わず、北海道ヒグマ管理計画に基づき出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エ ゾ シ カ	250	250	250
アライグマ	250	250	250
ヒ グ マ	出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する	出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する	出没個体ごとに捕獲の必要性を検討する

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は（砂川・奈井江）全域とする（原則として、道鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域は捕獲区域に含めない。）。 捕獲許可を道に申請する（エゾシカ・ヒグマ）。 エゾシカは4月から3月末日まで、ヒグマは4月から12月末日までの期間とし、銃はライフル・散弾銃、わなはくくりわな・箱わなによる捕獲とする（原則として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。）。 アライグマについては、防除実施計画により捕獲従事者（農業者等）が捕獲し、被害を最小限に食い止め、電気止め刺し又はCO₂ガスにて殺処分する。 捕獲後の対象鳥獣については、斎場の動物炉で焼却処分とするが、搬入が困難な場合は捕獲現場で埋設する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカ・ヒグマは体格が大きく、また、警戒心が強いいため射撃距離が長くなることから、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃による捕獲活動が必要である。捕獲実施は、主に市町内の高速道路東側の銃猟捕獲可能区域を対象にエゾシカは通年捕獲、ヒグマは出没状況に応じて捕獲を行う。

（４）許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	年度	年度	年度

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ	・アライグマ・エゾシカ捕獲用として、箱わな及びくくりわなを購入 ・狩猟免許に係る予備講習会講習料の助成を行い狩猟免許者の増加を図るとともに、農業者等（補助者）も含めた有害鳥獣対策に取り組む。 ・侵入防止柵の管理・緩衝帯の設置・追払い活動 ・忌避装置によるヒグマの農地への侵入防止 ・監視カメラによる鳥獣侵入経路の確認、個体の特定 ・ドローンによるヒグマの位置確認と、適切な避難喚起 ・SNSによるヒグマ出没情報の公開
令和8年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ	・狩猟免許に係る予備講習会講習料の助成を行い担い手を育成 ・侵入防止柵の管理・緩衝帯の設置・追払い活動 ・忌避装置によるヒグマの農地への侵入防止 ・監視カメラによる鳥獣侵入経路の確認、個体の特定 ・ドローンによるヒグマの位置確認と、適切な避難喚起 ・SNSによるヒグマ出没情報の公開
令和9年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ	・狩猟免許に係る予備講習会講習料の助成を行い担い手を育成 ・侵入防止柵の管理・緩衝帯の設置・追払い活動 ・忌避装置によるヒグマの農地への侵入防止 ・監視カメラによる鳥獣侵入経路の確認、個体の特定 ・ドローンによるヒグマの位置確認と、適切な避難喚起 ・SNSによるヒグマ出没情報の公開

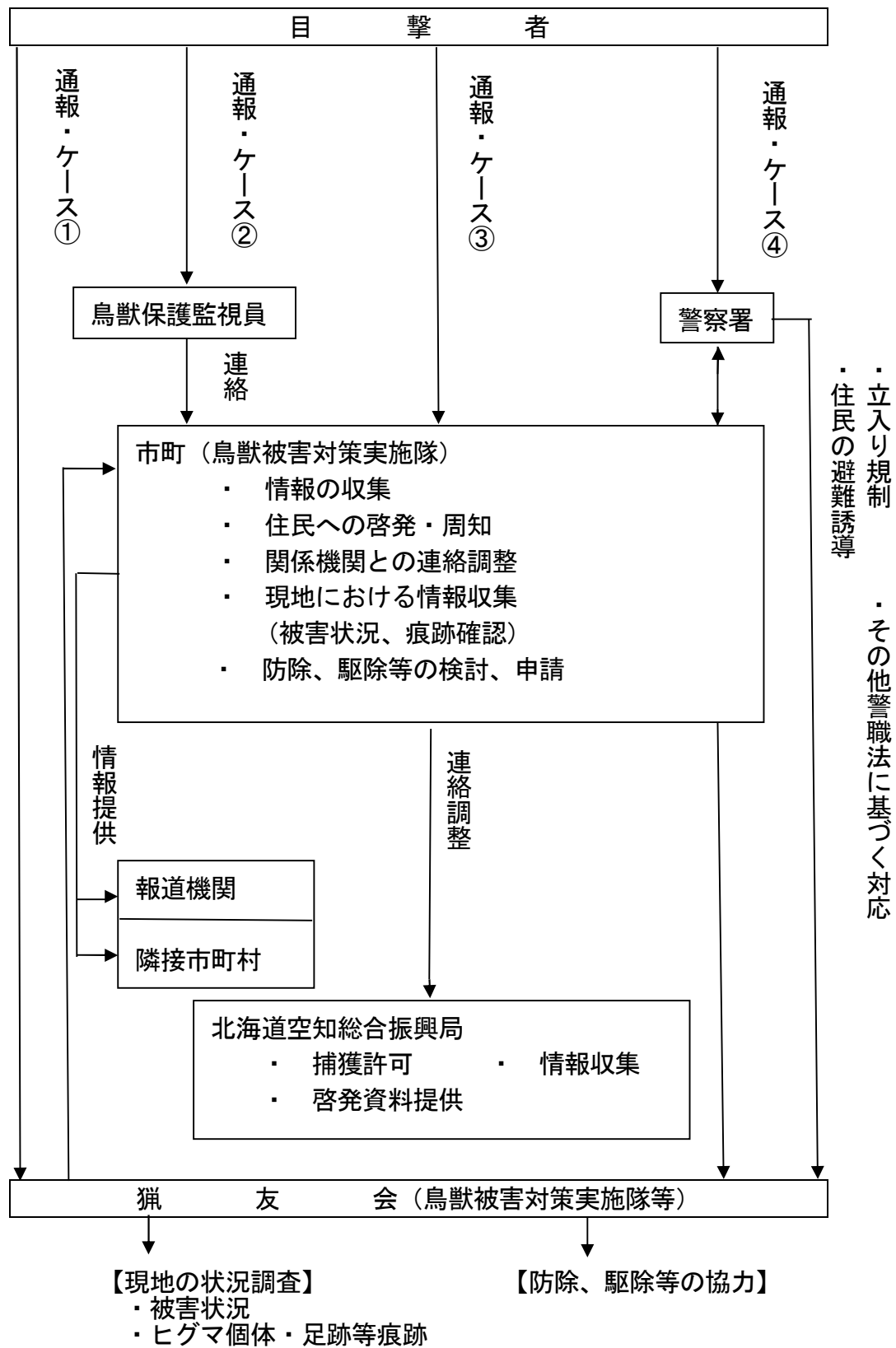
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役 割
北海道空知総合振興局	関係機関との連絡調整
滝川警察署	住民の避難誘導、立ち入り規制、住民の啓発・周知、警察官職務執行法に基づく対応
砂川市・奈井江町	情報収集及び関係機関との連絡調整 住民の啓発・周知
北海道猟友会砂川支部	市町・警察と連携し有害鳥獣の防除、駆除等の協力 現地の状況調査

(2) 緊急時の連絡体制

緊急時における対応フロー



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

① エゾシカ・ヒグマ（銃器・わなでの捕獲）

地元の猟友会に捕獲を委託する。捕獲後は、斎場の動物炉で焼却処分とするが、搬入が困難な場合は捕獲現場で埋設する。

② アライグマ（箱わなでの捕獲）

箱わなでの捕獲は主に捕獲従事者（農業者等）が行い、被害を最小限に食い止める。捕獲後は、斎場の動物炉で焼却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（1）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	有効利用可能なエゾシカを浦臼町ジビエ処理加工センターへ搬入し、食品等に利用する。
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での給餌、学術研究等）	

（2）処理加工施設の取組

民間の処理加工施設の為、計画外

（3）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

民間の処理加工施設の為、計画外

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会
--------------	---------------------

構成機関の名称	役 割
新砂川農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
北海道農業共済組合 道央空知センター中空知支所	被害情報収集・提供
そらち森林組合	民有林内の被害調査及び被害状況把握
砂川集落	地域での被害状況把握
奈井江集落	地域での被害状況把握
北海道猟友会砂川支部	駆除隊、個体数調査
滝川警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時警備
砂川市	連絡調整、市有林内の被害調査、巡回パトロール
奈井江町	連絡調整、町有林内の被害調査、巡回パトロール
砂川市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の駆除、捕獲及び処分、被害防止対策
奈井江町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の駆除、捕獲及び処分、被害防止対策
空知農業改良普及センター中空知支所	オブザーバー

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
北海道空知総合振興局農務課	鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道空知総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

〔砂川市〕	構成：砂川市、猟友会砂川支部
〔奈井江町〕	構成：奈井江町、奈井江有害鳥獣駆除協力会

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ヒグマの対応については、空知総合振興局、北海道警察、各市町の3者で協議した後、捕獲の必要があると判断した場合は、砂川市は北海道猟友会砂川支部に、奈井江町は奈井江有害鳥獣駆除協力会に協力を依頼したうえで対応について協議する。
